

12月

定例議会

地域主権改革の推進に伴う条例制定や 一般会計補正予算などを可決

平成 24 年第 4 回町議会定例会が、12 月 4 日から 21 日までの会期で開かれました。今定例会では、平成 23 年度事業の決算認定や一般会計補正予算と「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 1 次・第 2 次一括法）」等の施行に伴い、町に委ねられた事務処理の基準等を定める条例の制定などが、すべて原案どおり認定・可決されました。

主な内容は、次のとおりです。

条 例

▶町議会委員会条例一部改正

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、常任委員会等の選任方法を条例に委任することとされたため、本条例を改正しました。

▶町議会会議規則一部改正

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、公聴会の開催・参考人招致を本会議でもおこなうことができることとされたため、本規則を改正しました。

▶町議会政務調査費の交付に関する条例全部改正

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、政務活動費の範囲等を定めるため、本条例を改正しました。

▶公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例一部改正

法律の引用条項の訂正等をおこなうため、本条例を改正しました。

▶町実費弁償条例一部改正

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例を改正しました。

▶町立幼稚園保育料条例一部改正

保育料納入の利便性の向上等を図るため、納期を「毎月その月の末日」

に変更するため、本条例を改正しました。本年 4 月 1 日から施行。

▶町部設置条例及び町水道事業の設置等に関する条例一部改正

新たな行政課題や住民ニーズに即応した行政サービスをおこなうとともに、効率的で効果的な組織へ見直しをおこなうため、本条例を改正しました。

次の条例は、第 1 次・第 2 次一括法に基づいて制定や一部改正しました。

▶町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定

介護保険法の一部改正等がされたことに伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるため、本条例を制定しました。本年 4 月 1 日から施行。

▶町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定

介護保険法の一部改正等がされたことに伴い、指定地域密着型介護予

防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるため、本条例を制定しました。本年 4 月 1 日から施行。

▶町指定地域密着型サービス事業者及び町指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する条例制定

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準等を定めるため、本条例を制定しました。本年 4 月 1 日から施行。

▶町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例制定

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正等がされたことに伴い、町道の構造基準を定めるため、本条例を制定しました。本年 4 月 1 日から施行。

▶道路法に基づく町道の構造の基準に関する条例制定

道路法の一部改正等がされたこ

2 項へ続きます

と共に、町道の構造の技術的基準を定めるため、本条例を制定しました。本年4月1日から施行。

▶久御山町の町道に設置する道路標識の寸法等に関する条例制定

道路法の一部改正等がされたことに伴い、本町道に設置する道路標識の寸法等の基準を定めるため、本条例を制定しました。本年4月1日から施行。

▶町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例制定

河川法の一部改正等がされたことに伴い、準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定めるため、本条例を制定しました。本年4月1日から施行。

▶町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例制定

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正等がされたことに伴い、特定公園施設の設置に関する基準を定めるため、本条例を制定しました。本年4月1日から施行。

▶町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例制定

水道法の一部改正等がされたこと

に伴い、布設工事監督者の配置基準及び必要な資格基準並びに水道技術管理者に必要な資格基準を定めるため、本条例を制定しました。本年4月1日から施行。

▶町都市公園条例一部改正

都市公園法の一部改正等がされたことに伴い、公園施設の規模等の基準を定めるため、本条例を改正しました。本年4月1日から施行。

▶町公共下水道条例一部改正

下水道法の一部改正等がされたことに伴い、排水施設の構造の技術上の基準を定めるため、本条例を改正しました。本年4月1日から施行。

▶町都市下水路条例一部改正

下水道法の一部改正等がされたことに伴い、都市下水路管理施設等の構造の技術的基準を定めるため、本条例を改正しました。本年4月1日から施行。

補正予算

平成24年度一般会計補正予算(第4・5号)は、6,756万円(1万円未満四捨五入)を増額し、69億8,026万円としました。

歳出の主なものをご紹介します。

・衆議院議員選挙費 855万円

- ・庁舎維持管理事業 232万円
- ・財産管理一般事務費(組織・機構見直しに伴う関連経費) 694万円
- ・地震対策推進事業 185万円
- ・重度心身障害老人健康管理事業 80万円
- ・社会福祉総務一般事務費 303万円
- ・老人福祉一般事務費 176万円
- ・保育所施設維持管理事業 110万円
- ・予防一般事務費 210万円
- ・農業振興一般事務費 95万円
- ・商工振興一般事務費 613万円
- ・道路橋梁総務一般事務費 97万円
- ・河川水路維持管理事業 114万円
- ・排水路等改修整備事業 298万円
- ・公園維持管理事業 104万円
- ・消防機械器具等整備事業 2,678万円
- ・幼稚園施設整備事業 ▲821万円

指定管理者

町健康センター「いきいきホール」の指定管理者を、株式会社ノーザンライツ・コーポレーションに指定しました。指定期間は、本年4月1日から平成30年3月31日までです。

平成25年度住民税の生命保険料控除が変更されます

平成25年度の住民税の課税に関して、生命保険料控除の方法が見直されました。

平成24年1月1日以後に締結された保険契約等では、一般生命保険料控除と個人年金保険料控除に加えて、介護医療保険料控除が新設され、それぞれの保険料控除の適用限度額が3万5千円から2万8千円に変更されます。なお、生命保険料控除の合計適用額の7万円に変更はありません。

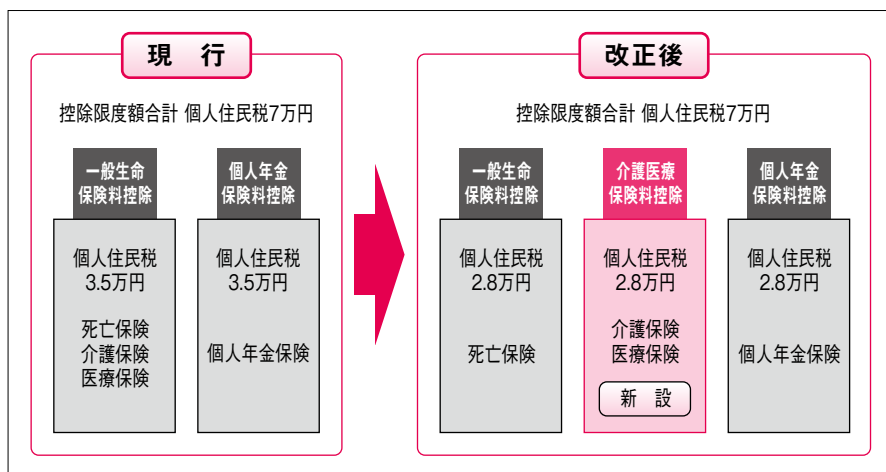
ただし、平成23年12月31日以前に締結された保険契約等については、今までどおり一般生命保険料控除および個人年金保険料控除で、

適用限度額3万5千円が適用されます。

新契約と旧契約の両方を使用して

控除を受けられる場合は、それぞれの適用限度額が2万8千円になります。

問い合わせ／税務課



おはなし会

図書館では、ボランティアスタッフが、絵本や紙芝居を読み聞かせるおはなし会を毎月開いています。

日時／1月26日(土) 午前10時30分～11時 **場所**／ゆうホール2階お話し室 **問い合わせ**／図書館 ☎ 0774 (45) 0003

文化財防火訓練

1月26日は「文化財防火デー」です。

昭和24年に法隆寺で出火し、国宝の金堂内の壁画が焼失した1月26日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財防火運動がおこなわれています。

消防本部(署)・消防団では1月23日(木)から29日(火)までを文化財防火運動期間として、社寺等の防火指導等をおこない、文化財の防火に努めます。

また、1月20日(日)午前9時30分から観音寺(坊之池)で消防署と消防団による合同消防訓練をおこないます。

観音寺には、町指定有形文化財の仏像(木造阿弥陀如来坐像)が安置されており、文化財を搬出する訓練もおこないますので、多数ご見学ください。

問い合わせ／消防本部 ☎ 075 (631) 1515

親子ニコニコ おしゃべりサロン

町社会福祉協議会では、子育ての不安などを自由におしゃべりすることで、リフレッシュするサロンを開きます。

申し込みはいりません。子育て中の仲間や先輩と一緒に話してみませんか。

日時／1月28日(月) 午前10時～11時30分 **場所**／まちの駅クロスピアくみやま **対象**／就園前の子どもと保護者 **内容**／お茶を飲みながら気軽に

おしゃべりし、先輩ママからのアドバイスやヒントがもらえます。**費用**／1組200円(お茶菓子代) **問い合わせ**／同協議会 ☎ 075 (631) 0022



スポーツ

小学生冬季ドッジボール大会

町では、町立小学校の児童を対象にドッジボール大会をおこないます。

日時／2月16日(土) 午前8時30分から開会式 **場所**／総合体育館 **対象**／町立小学校4～6年生、男女別、学年別で1チーム12人(登録は16人まで可) **申し込み**／2月8日(金)までに各小学校へ。 **問い合わせ**／社会教育課

軟式野球連盟 平成25年度の登録受付

地域や職場などで、野球を楽しむでおられる皆さんの参加をお待ちしています。

対象／監督を含め10～20人のチーム(性別不問) **登録費用**／13,000円(傷害保険料含む・大会参加費8,000円が別途必要) **申し込み**／1月31日(木)から町体育協会事務局(総合体育館内) ☎ 0774 (44) 22 05 **問い合わせ**／同連盟理事長 松尾憲 ☎ 090 (3868) 3569

2人団体卓球大会

町卓球協会では、2人団体卓球大会の参加者を募集します。

日時／2月17日(日) 午前9時～ **場所**／総合体育館 **対象**／町内在住・在勤・在クラブ・在学(中学生以上)の人 **種目**／団体戦…1チーム2人(3人も可)1部～3部 **費用**／団体戦…1チーム2,000円 **申し込み・問い合わせ**／1月28日(月)までに体育協会事務局(総合体育館内)へ。

3on3 バスケットボール大会

日時／3月2日(土) 午前9時30分～午後3時 **対象**／町内在住・在勤・在学および体育館利用者(中学生を除く)で15歳以上の人 **定員**／24チーム **費用**／1チーム1,000円 **申し込み**／2月28日(木)までに総合体育館 ☎ 0774(44)3700へ。

歩こう会例会(伏見ウォーク)

行き先／御香宮神社・桃山御陵・乃木神社・大蔵記念館 他 **日時**／2月3日(日) 午前9時 JR新田駅集合(当日の朝、降水確率40%以上の場合は2月11日(祝)に延期) **費用**／無料(交通費は個人負担) **持ち物**／弁当、飲み物、帽子、敷物、ゴミ袋など **申し込み**／同会の信貴さん宅 ☎ 0774(41)7079へ。

各種相談

★教育相談

毎週金曜日(予約制) 午前10時～午後5時 ゆうホール2階教育相談室

まず、火曜から金曜日の午前10時から午後5時にお電話ください。
☎ 0774 (46) 5640

★女性のための相談(面談・電話相談)

1月29日(火) 午前10時～午後1時

※申し込みは、面談・電話相談ともに前日までに社会教育課 ☎ 075 (631) 9980、0774 (45) 3918へ。(定員に満たない場合は当日も受け付けます)

★心配ごと相談(町社会福祉協議会)

1月24日(木) 午後1時～4時
地域福祉センター

★ふれあいテレホン相談(町社会福祉協議会)

相談専用電話 ☎ 075 (631) 3421
相談時間 午前9時～午後5時

家族介護者交流事業

町では、ご家庭で高齢者を介護されている人を対象に交流会を開きます。

日時／2月12日(火) 午前10時～午後2時 **場所**／中央公民館
対象／在宅で介護を要するおおむね65歳以上の高齢者を、常時直接介護している人 **内容**／学習会「リースを使っておひなさまの壁飾りを作成」と昼食交流会 **定員**／先着15人 **費用**／1,000円 **申し込み・問い合わせ**／1月16日(水)から31日(木)までに長寿健康課 ☎075(631)9903、0774(45)3904へ。電話可

バスカード等購入 高齢者助成金制度

町では、高齢者の外出支援などを目的に、今年度もバスカード等購入助成をおこなっています。昨年4月1日時点で、町内在住で70歳以上の人(昭和17年4月1日以前生まれ)を対象にバスカード等購入費の半額を助成しています。ただし、年度内で2,500円が限度です。身分証明書と印鑑をお持ちのうえ、都市計画課へお越しください。同課以外では、申請を受け付けできませんのでご注意ください。

問い合わせ／都市計画課 ☎075(631)9966、0774(45)3915

仲よし学級入級の受付

町では、仲よし学級(留守家庭児童育成保育)の平成25年度入級申請を受け付けます。

対象／小学1年生から4年生で、保護者が仕事や病気、看護のために家庭で保育が受けられない児童 **開設時間**／平日…下校時～午後7時 土曜日および長期休業期間…午前8時～午後7時(土曜日は午後5時まで)
※午後5時以降の保育は別途申込が必要です。(保護者の勤

務時間が5時以降の人に限ります。)

負担金／3,500円(1か月)ただし、同一世帯で2人以上入級の場合は、2人目からは半額。午後6時以降の保育にかかる負担金は、児童1人につき1時間100円を徴収します。 **申し込み**／1月15日(火)から31日(木)までに入級申請書と勤務証明書等を社会教育課へ提出してください。(継続申込の人に限り仲よし学級でも可) **その他**／申込状況によって入級を待っていただくことがあります。申し込みが定員を超えた場合は、低学年を優先します。 **問い合わせ**／社会教育課 ☎075(631)9980、0774(45)3918へ。

就学援助制度の申請

経済的理由で就学困難な児童・生徒の就学を援助するため、学用品費・校外活動費・修学旅行費・給食費・医療費(う歯・結膜炎・中耳炎などの疾病があり、学校で治療の指示を受けた場合に限る)を援助する制度があります。

この制度の申請をする人は、2月14日(木)までに各小中学校に備え付けの受給申請書に必要事項を記入のうえ、各学校へ提出してください。

ただし、申請書を提出されても、所得等の状況で認定されないことがあります。(認定にあたっては、ご家庭の収入額などを審査させていただきます。)

※現在、就学援助を受けている人も改めて申請が必要です。継続の申請用紙は各学校で配布します。また、生活保護受給世帯については、生活保護制度の教育扶助に該当しない修学旅行費を支給します。申請書は、学校を通じて4月以降に配布します。

問い合わせ／学校教育課 ☎075(631)9974、0774(45)3917

保育所入所申し込み

平成25年度町立保育所入所申し込みを受け付けます。

今年度から継続して入所を希望される人は、保育所から通知をしますので手続きをおこなってください。ただし、転所を希望される人は、新たに申し込みが必要になりますので受付期間に申請をしてください。

対象／平成19年4月2日から平成24年9月30日までに生まれた乳幼児。年度の途中で「生後6か月児」以上に達したときは、その翌月から対象となります。 **入所基準**／保護者や同居の家族のいずれもが仕事や病気、介護などの理由で児童を保育できないと認められる場合
※入所基準を満たす場合、必要な期間入所できます。

書類配布／各保育所および学校教育課で配布しています。

受付／1月15日(火)から21日(月)までに同課へ。 **問い合わせ**／学校教育課

水道メーターは 定期的に確認を

水道メーターの検針は、2か月に一度(奇数月)です。ご家庭などで定期的に水道メーターを確認することで、漏水の早期発見につながります。

なお、敷地内での漏水修理は、町指定給水装置工事業者に依頼してください。漏水修理にかかる費用は自己負担となります。

問い合わせ／水道課 ☎075(631)9987、0774(45)3919

1月の納税

- 町・府民税……………第4期
- 国民健康保険税…第8期

納期限 1月31日(木)

便利な口座振替をご利用ください。また、税のお支払いに関しては税務課にお気軽にご相談ください。

問い合わせ／税務課 ☎075(631)9974、0774(45)3917

税金や保険料、保育料はコンビニエンスストアで納付できます。
※バーコード印字がない納付書は使用できません。



募 集

男女共同参画プラン パブリックコメント

町では、男女共同参画社会の実現に向けての取り組みを進めるため「久御山町第2次男女共同参画プラン」の策定を進めています。この度、計画(案)がまとまりましたので、広く皆さんからご意見を募集します。

計画(案)の内容については、社会教育課およびゆうホールで閲覧できます。また、町ホームページでも確認できます。

計画(案) 閲覧・意見等の募集期間／1月28日(月)～2月12日(火)(必着) **意見等の提出方法**／任意の用紙に「久御山町第2次男女共同参画プラン(案)」と記載のうえ、住所・氏名を明記して、直接または郵送、ファックシミリ、Eメールで社会教育課へ提出。電話不可 **問い合わせ**／同課 ☎ 075 (631) 9980、0774 (45) 3918、Fax 075 (631) 6129、Eメール shakyo@town.kumiyama.lg.jp

※いただいたご意見は、後日回答とあわせて公表します。

予備自衛官補

種目／①一般 ②技能 **対象**／① 18歳以上34歳未満の人 ② 18歳以上で国家免許資格等を有する人(資格により55～53歳未満の人) **問い合わせ**／4月3日(水)までに宇治地域事務所(宇治市広野町西裏100-30 コメウビル2F) ☎ 0774 (44) 7139へ。



おしらせ

工業統計調査にご協力を

経済産業省では、平成24年工業統計調査をおこなっています。

す。この調査は製造業を営む事業所を対象に、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務がある重要な統計です。

調査結果は中小企業施策や地域振興などの基礎資料として活用されます。調査時点は昨年の12月31日です。調査員が伺いますので、調査票のご記入をお願いします。



問い合わせ／広報行政課 ☎ 075 (631) 9993、0774 (45) 3926

償却資産申告書・ 給与支払報告書

町内で事業を営んでいる法人や個人で、償却資産を所有している人は、1月1日現在の所有状況を1月31日(木)までに税務課へ申告してください。

また、平成24年中に給料や賃金などの給与を支払った事業主は、金額の多少にかかわらず、給与支払報告書を受給者の住所地(平成25年1月1日現在)の市区町村へ1月31日(木)までに提出してください。

問い合わせ／税務課 ☎ 075 (631) 9926、0774 (45) 3908

確定申告説明会

確定申告受付を円滑に進めるために、平成24年分所得税確定申告の説明会を開きます。

日時／① 1月29日(火) 午後7時から ② 30日(水) 午後2時から ③ 31日(木) 午後2時から **場所**／①役場5階会議室52 ②・③役場議会棟4階特別会議室 **内容**／事業所得・農業所得・不動産所得の収支内訳書の書き方について説明します。 **持ち物**／収入・経費等のわかる書類、前年の収支内訳書、電卓、筆記用具 **申し込み・問い合わせ**／1月16日(水)から

23日(水)までに税務課へ。

※2月18日(月)から3月15日(金)まで、税務課でも確定申告を受け付けています。事業所得・農業所得・不動産所得のある人は、収支内訳書・青色申告決算書を、必ず事前に作成し、持参してください。
※その他、高齢などの理由で自分で作成することが難しい人はご相談ください。

あそびの広場

町民生児童委員協議会では、お父さんお母さんの子育てを応援する「あそびの広場」を開きます。申し込みはいりません。お気軽にお越しください。

日時／2月1日(金) 午前10時～11時30分 **場所**／ゆうホール交流ホール **対象**／町内在住で就学前の幼児とその保護者 **内容**／お面づくり、豆まきなど **節分にちなんだあそび** **問い合わせ**／社会福祉課 ☎ 075 (631) 9902、0774 (45) 3902

ひとり親家庭 簡単ネイル体験教室

町母子寡婦会(さつき会)では、ひとり親家庭を対象に親子で楽しめる簡単ネイル体験教室を開きます。

日時／2月24日(日) 午後1時～3時 **場所**／ゆうホール3階ミーティングルーム **対象**／町内在住でひとり親家庭の親子と子(父子家庭の親子も歓迎) **内容**／マニキュアを使って親子で楽しめる簡単なネイル教室 **費用**／1家族500円 **申し込み・問い合わせ**／2月8日(金)までに社会福祉課へ。



毎週月・木曜日 午前10時20分と午後5時から「久御山町だより」を放送しています。





町立3幼稚園 (敬称略)

御牧幼稚園

3歳児 谷口 ^{はると}元都 (東一口)



評 僕と弟を描きました。にっこり笑顔で仲良しのきょうだい。楽しそうですね。

東角幼稚園

3歳児 日下 ^{まゆ}茉柚 (林)



評 おどったり逆立ちしたりしている、かわいらしいオバケがたくさん描きましたね。

佐山幼稚園

3歳児 三谷 ^{まち}真智 (佐山)



評 のびのびと画用紙いっぱいにかわいい消防自動車を描けましたね。

4歳児 大原 ^{あこ}亜子 (藤和田)



評 今にも動き出しそうな消防自動車ですね。ていねいに描けています。

4歳児 葛原 ^{こうま}煌真 (林)



評 大きくて真っ赤な消防自動車が幼稚園に来てん！かっよかったで！

4歳児 北尾 ^{みはな}実羽菜 (佐古)



評 みんなで楽しく大きなかぶをぬいている様子が伝わってきますね。

5歳児 小西 ^{まなみ}真那美 (東一口)



評 かわいいこびとたちが、針と糸やハサミを使って素敵なくつを作っていますね。

5歳児 松井 ^{おうき}凰希 (林)



評 こびとたちが、一生けんめいに「くつ」を作るようすを色あざやかにていねいに描きました。

5歳児 池田 ^{りょう}亮 (下津屋)



評 大きな消防自動車を描けましたね。今にも動き出しそうですね。

みんなの伝言板

真多呂人形サークル会員募集

木目込み人形を製作しています。見学も可能ですので、気軽に遊びにきてください。



※見学希望の人は、事前に連絡してください。

活動日／毎月第2・3金曜日

午前9時30分～11時30分

場所／久御山町中央公民館

会費／月2,000円

問い合わせ／社会教育課 ☎075

(631)9980,0774

(45)3918

ごめい福を お祈りします



地区名 亡くなった人 年齢

島田 城内 規夫 81歳

〃 村田 勇 83歳

森 内田金三郎 71歳

佐山 神谷 治伸 94歳

林 秋田 佳宏 69歳

栄 石川田鶴子 89歳

12月受付分(敬称略)